

監 査 報 告 書

学校法人 立 正 大 学 学 園

理 事 会 御 中

私たち学校法人立正大学学園の監事は、私立学校法第37条第3項及び寄附行為第25条の規定に基づき、平成20年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）の学校法人の業務及び財産の状況について監査を実施いたしました。

監査の方法は、理事会、評議員会に出席するほか、理事から事業の報告を聴取し、また、重要資料を閲覧して業務の執行状況について監査を行い、さらに、会計監査人（新日本有限責任監査法人）と連携を取り、財産の状況を監査いたしました。

監査の結果、学校法人の業務に関しては適正に運営され、法令及び寄付行為に違反する重大な事実はなく、また、平成20年度の学校法人の財産の状況は適正なものと認められます。

平成21年5月20日

学校法人 立正大学学園

監 事 石 橋 省 三 ㊟

監 事 長 谷 川 正 浩 ㊟

監 事 野 坂 法 雄 ㊟